



この紙面は、皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



被災自治体News

南相馬市からのお知らせ

◆平成23年度各種健(検)診の状況

5月27日HP掲載

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、今年度の各種健(検)診については現在実施できない状況にあります。5月27日時点の状況をお知らせしますが、詳細が決まり次第随時改めてお知らせします。

●乳がん集団検診・・・5月に予定していた乳がん集団検診は延期します。

●総合検診・・・

＜特定健診・後期高齢者健診・肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診、前立腺がん検診＞

6月と8月に予定していた総合検診のうち、6月の検診を中止します。なお、8月は実施できるかどうか検討しています。状況により、1月ごろに追加検診を実施することも検討しています。

●医療機関で受診するがん検診・・・

医療機関との調整を図りながら実施について判断します。

●市外に避難されている方へ・・・

避難先の市町村で各種健(検)診を受診できるかどうか検討しています。

●問い合わせ・・・

健康づくり課(原町保健センター)

TEL: 0244-23-3680

次ページへ続きます→



◆地震による損害を受けた建物の「り災証明書」について

5月30日南相馬市からの情報提供

東日本大震災により損害を受けた建物の「り災証明書」は、これまで半壊以上を対象としていましたが、今後、半壊に至らない建物についても受付を行います。地震による損害を受けた建物の「り災証明書」は、市で現地確認後に発行となり、発行までに時間（2か月程度）がかかるため、申請時に「り災届出証明書」を発行いたします。また、津波による損害を受けた建物についても引き続き受付を行います。

●り災届出証明書とは…

「り災届出証明書」とは、被害状況の届出を行ったことの証明書です。お勤め先での見舞金等の申請で早急に証明書が必要な場合は、「り災届出証明書」をご使用下さい。「り災証明書」は現地確認後に郵便にて送付させていただきます。なお、警戒区域内の建物の現地確認は警戒区域解除後となりますので、「り災証明書」の発行についても警戒区域解除後となります。※建物が半壊に至らない（一部損壊）場合は、税の減免や公的支援制度の該当はありません。

●申請に必要なもの…

- ①印鑑
- ②身分証
- ③被害の状況が分かる写真（デジカメや携帯電話の写真も可）

●受付窓口…

- ①場所 南相馬市役所税務課資産税係
 - ②時間 月曜から金曜 午前9時～午後5時
- ※避難所等での集約は行いません。

●問い合わせ…

南相馬市役所税務課資産税係 TEL: 0244-24-5227

浪江町からのお知らせ

◆裏磐梯エリア臨時窓口の開設について、お知らせします

5月28日HP掲載

現在、猪苗代エリアは、猪苗代町農村環境改善センターで連絡所を開設していますが、裏磐梯エリアからの距離が遠いため、新たに北塩原村裏磐梯合同庁舎内に臨時窓口を開設します。

●開設期間…5月31日（火）～7月末（予定）

●開設日時…毎週火・金曜日の午前10時～午後3時

●場所…北塩原村裏磐梯合同庁舎受付カウンター内スペース

●業務内容…

- ・町民からの各種相談等の受付
- ・り災、被災証明申請受付
- ・住民票関係申請受付
- ・震災にかかる申請受付
- ・町から避難者への情報提供

●問い合わせ…浪江町災害対策本部 TEL:090-6064-2671、090-1710-8618

次ページへ続きます→

◆国民健康保険について、保険証の更新等をご連絡します。
ご確認ください

5月28日HP掲載

【保険証の更新について】

3月11日の震災時点で浪江町国民健康保険に加入されている被保険者の方に、被保険者証（保険証）の一斉更新をさせていただき、世帯主様の避難先のご住所に本日発送させていただきました。到着までしばらくお待ちください。

今回の更新に際し、世帯に1枚だった保険証を1人1枚の個人証に変更させていただきましたので、ご家族の方へお渡しくださいますようお願い申し上げます。

※75歳以上の後期高齢者医療保険に加入されている方については、別途再交付申請が必要になります。

【保険証なしでの受診可能期間について】

保険証を提示せずに、医療機関で受診できる期間が1ヶ月延長され、6月末までになりました。

保険証の再交付等がなされていない方は、これまでの方法と同様、氏名・住所・生年月日・ご連絡先等を申し出ることによって受診でき、一部負担金等の窓口負担もする必要はありませんので、医療機関で受診される際に申し出てください。

【医療費一部負担金の免除証明書について】

医療費の一部負担金等の猶予又は免除について、7月1日以降、保険証のほか、「免除証明書」が必要とされておりますが、浪江町を含む原発事故による避難指示等の区域に該当する市町村の国民健康保険について、証明書の交付が不要となっており、保険証の提示のみで一部負担金等の支払が猶予又は免除されます。

●問い合わせ・・・浪江町災害対策本部健康保険課 国保年金係
TEL: 03-5638-5055

大熊町からのお知らせ

◆7月1日から医療機関の窓口での取り扱い
が変わります

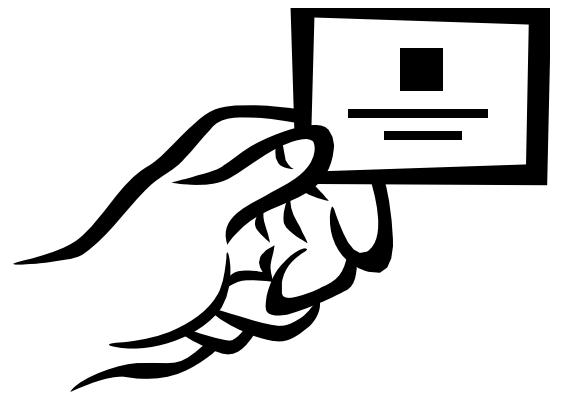
5月27日HP掲載

7月1日から、医療機関にて受診の際には保険証の提示が必要になり、窓口負担が免除になるためには一定の手続きが必要になります。

●7月1日から保険証(被保険者証)の提示が必要です

医療機関にて保険診療を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。被災証明書のみでは受診できませんので、お忘れなくご持参ください。

次ページへ続きます→



●医療機関等の窓口での一部負担金等の免除証明書の取扱いは各医療保険により異なります

7月1日から医療機関を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります。

一部負担金については、平成23年3月11日から平成24年2月29日まで、入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額については、平成23年8月31日までの間に受けた診療等が免除の対象となります。

大熊町は現在、原子力発電所の事故に伴い町全域が政府の避難指示区域になっているため、保険証で住所の確認ができる**大熊町の国民健康保険、または後期高齢者医療**に加入されている方については、7月1日以降は医療機関等の窓口で保険証(被保険者証)のみを提示することで、一部負担金は免除される予定です。

また、**大熊町の国民健康保険、または後期高齢者医療以外の社会保険等**に加入されている方については、加入されている社会保険に対して免除証明書の申請を行い、免除証明書の交付を受けることとなります。7月1日以降は、医療機関等の窓口では保険証(被保険者証)と免除証明書とを併せて提示することで、一部負担金は免除されます。

詳しくは、加入されている社会保険等にお問い合わせください。

なお、平成23年3月11日以降に大熊町から他の市町村へ転出した場合、国民健康保険、または後期高齢者医療に加入されている方については、転出先の市町村にて免除証明書を交付してもらう必要があります。

転出先の市町村の窓口では、「被災区域からの転入です」と一言申し出てくださいますようお願いいたします。

●問い合わせ・・・大熊町役場会津若松出張所 住民課国保年金係
TEL: 0242-26-3844 (代表)

◆乳幼児検診・予防接種等をご希望の方へ

5月26日HP掲載

現在、大熊町は警戒区域となっているため、乳幼児健診や予防接種等の実施が困難となっています。

乳幼児健診や予防接種等を受けるときには、避難先の市町村に申し出ること、避難先の保健センター、または医療機関で実施することができます。まずは、最寄りの保健師までご相談ください。

*詳しくは、次ページの「乳幼児健診や予防接種等」一覧をご覧ください。

●各種申請様式一覧・・・

- ・[妊婦健診費用助成申請書 \(記入例\)](#)
- ・[予防接種費用助成申請書 \(記入例\)](#)
- ・[支払金口座振替依頼書](#)

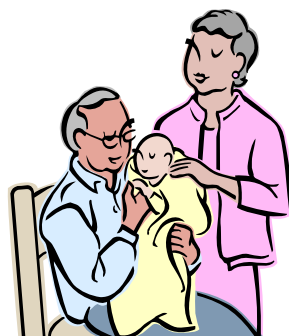
還付金の振込先口座申請書です。振込先は、本人口座に限ります。

ご不明な点がございましたら、保健センターまでお問い合わせください。

会津若松市、喜多方市、北塩原村に避難しているお子さんについては、ブログ記事にて個別にお知らせします。

●問い合わせ・・・大熊町役場会津若松出張所 保健センター
TEL: 0242-26-3844 (代表)

次ページへ続きます→



「乳幼児健診や予防接種等」一覧

	県内	県外
母子健康手帳	新規交付や再交付は避難先の市区町村で交付を受けてください。	
妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・大熊町の受診券はそのまま使用できます。 ・再交付は避難先の市町村で交付を受けてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用は立替払いになります。 ・健診費用の支払いが生じた場合は、以下の様式をダウンロードして医療機関に受診してください。健診費用を後日還付します(還付金額の上限あり)。 ・妊婦健診費用助成申請書 (記入例) ・支払金口座振替依頼書(本人口座に限る) ・領収書(コピー可) ・受診券、または母子手帳のコピー
乳幼児健康診査	避難先の市区町村でご確認ください。	
定期予防接種 (ポリオ、BCG、三種混合、二種混合、日本脳炎麻しん風しん)	<p>【ポリオ以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種費用の支払いはありません。 <p>【ポリオ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団接種(いわき市は個別接種) <p>※接種費用の支払いが生じる場合がありますので詳細はお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接種費用の支払いが生じる場合があります。避難先の市区町村に集団接種か医療機関での接種かの確認をし、町に電話連絡をお願いします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・予診票がない場合は、避難先の市区町村の予診票をお使いください。 ・接種費用の支払いが生じた場合は、以下の様式をダウンロードして医療機関に受診してください。健診費用を後日還付します。 <p>申請に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種費用助成申請書 (記入例) ・支払金口座振替依頼書(本人口座に限る) ・領収書(コピー可) ・予診票(コピー可) 	
任意予防接種 (ヒブワクチン、小児用肺炎球菌予防ワクチン)	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度より接種費用が助成されます。 ・料金は無料。 <p><u>任意接種となりますので、医師と十分相談してから接種してください。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先の市区町村に接種方法をご確認の上、町に電話連絡をお願いします。 <p><u>任意接種となりますので、医師と十分相談してから接種してください。</u></p>
子宮頸がんワクチン	対象者：中学校1～3年生までの女子。接種希望の方はお問い合わせください。	

富岡町からのお知らせ

◆警戒区域からの車の持ち出しについて

5月26日HP掲載

自宅等警戒区域内に置いてある車の持ち出しの申請を受け付けます。
 今回対象となる車両は、自家用4輪自動車（軽トラックを含む）です。
 持ち出せる台数は、1世帯1台で、一時帰宅とは別に実施します。
 日程については国と調整中ですが、車持ち出しのためのバスの手配が出来次第、1週間前を目途に電話等で連絡した後、車持ち出しのための一時立入り許可通知書をお送りいたします。

なお、エンジンが始動しない事態等に対応するため、JAFが帯同します。
 車を回収してから、除染場まで車列を組んで移動します。

●申請方法…

【これから一時帰宅の申請をされる方】

一時帰宅申請書の最下段にある、車回収希望の有無・停車位置・台数欄に記入してください。

（参考情報として記載する、とありますが、これをもって車の持ち出しの申請といたします）

または、福島県の「警戒区域一時立入り受付センター

（TEL:0120-208-066）」に申込み際にお伝えください。

（受付時間は、6月12日(日)まで毎日、8時～22時です）

【すでに一時帰宅の申請をされた方】

申請書の最下段にある、車回収希望の有無に「有」と記入された方は、申請済みとなり、再度の申請は不要です。

未記入で提出された方は、富岡町災害対策本部 一時帰宅プロジェクト班までご連絡してください。

※二輪車は持ち出せませんが、別の機会に持ち出せるよう要望します。

●問い合わせ… 富岡町災害対策本部一時帰宅プロジェクト班

TEL:0120-336-466

FAX:024-946-1732

E-mail:tomioka.machi@gmail.com

◆富岡町小中学校事務局のホームページ

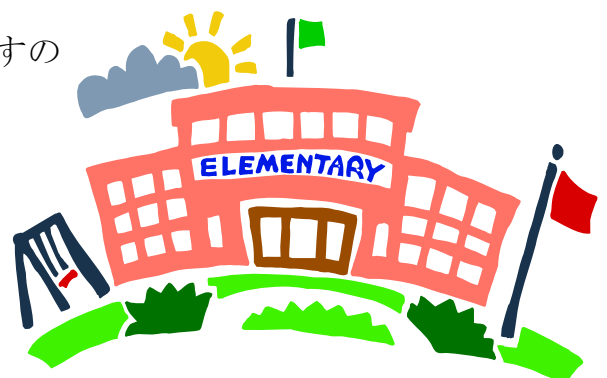
5月27日HP掲載

富岡町教育委員会では、小学生、中学生の就学に関する情報を提供するために富岡町小中学校事務局のホームページを開設しました。
 教育委員会や学校からの情報を掲載いたしますので、ご利用ください。

●問い合わせ…

富岡町災害対策本部

TEL:0120-336-466



いわき市からのお知らせ

◆医療機関を受診する際の一部負担金等の支払いについて

5月30日HP掲載

●被保険者証について

現在、被保険者証を医療機関の窓口で提示できない場合、氏名、生年月日等を申し出ることにより、受診することができますが、平成23年7月1日から保険診療を受けるには、被保険者証の提示が必要となります。

●一部負担金等のお支払いについて

いわき市国保に加入する方で、今般の震災により、次のいずれかに該当する場合には、申し出により病院代やお薬代のお支払いが猶予・免除され、その場で一部負担金等をお支払いしなくても病院にかかれます。（平成23年6月末までの取扱いとなります）

また、平成23年7月1日以降、窓口負担が免除される方は、いわき市が発行する一部負担金等免除証明書を医療機関へ提示する必要があります。

免除証明書の申請手続き等の詳細については、別途、お知らせします。

なお、次の（6）のいわき市での屋内退避指示の対象となっていた方は、免除期間が平成23年6月末までとなります。

- （1）住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- （2）主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- （3）主たる生計維持者が行方不明である方
- （4）主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- （5）主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い方
- （6）原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※上記の猶予・免除に該当する方が、すでに一部負担金等の窓口負担を支払っている場合には、後日、還付の対象となる場合があります。（申請の際は、医療機関で発行される領収書が必要となります。申請手続き等の詳細については、別途、お知らせします。）

●問い合わせ… いわき市 TEL: 0246-25-0500

川内村からのお知らせ

◆仮設住宅について

5月22日HP更新

郡山市内に建設を要望しておりました仮設住宅（321戸）が5月末には完成し、6月上旬に川内村に引渡しされる予定です。現在、少しでも早い入居ができるよう割振り作業を進めております。（いわき市内にも20戸の仮設住宅を要望も行っております）

仮設住宅は、4建設メーカーで4つの間取りタイプがありますが、すべて9坪です。長期間生活する空間ですので、成人の方が4人以上の世帯について2戸に入居できるよう割振り作業をすすめております。

※なお、1戸につき、電気・ガス・水道のメータが付き、戸別ごとに料金が発生しますので、2戸必要のない方は住宅担当までご連絡ください。また、日本赤十字社からの家電製品を希望しない方は、あらかじめご連絡ください。

●問い合わせ… 川内村 TEL: 024-946-8828

双葉町からのお知らせ

◆応急仮設住宅への入居募集について【第1回】

5月25日HP更新

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災による被災者を対象とした、応急仮設住宅への入居者を次のとおり募集します。

1 応募条件…

自らの資力では住宅を確保できない方で、(1)に該当する方のうち、次のいずれかの項目に該当する世帯の方が対象となります。

- (1) 基準日(3月11日)以前から双葉町に住民票があり、現に居住していた世帯
- (2) 原子力事故による避難指示等が出ている地域で避難している世帯
- (3) 住宅が全焼、全壊又は流出した世帯
- (4) 居住する住宅がない世帯

2 応募期間…

平成23年5月25日(水)～平成23年6月7日(火)までの間、受付を行います。

※窓口での受付時間は午前9時～午後5時です。

3 対象物件…

市町村名	間取り	募集戸数	備 考
・福島市	2K	32戸	福島市佐倉・上名倉公園
・会津若松市	2DK	5戸	会津若松市城前・税務署跡地
合 計		37戸	

4 応募方法…

「双葉町仮設住宅等入居申請(抽選申込)書」に必要事項を記入の上、双葉町役場へお申し込みください。直接お越しになれない場合は、申請書をファックス又は郵送にてお申し込みください。

※郵送の場合は、6月7日(火)必着

※お電話、Eメールでの申請は受け付けできません。

5 選定方法…

選定は、先着順での取り扱いは行いませんが、応募者が多数の場合は、抽選とします。

なお、次の項目に該当する世帯は優先的に入居することができます。

- (1) 75歳以上の者がいる世帯
- (2) 重度の障がい等を有する者がいる世帯
- (3) 妊婦、3歳未満の乳幼児がいる世帯
- (4) 3歳以上15歳未満の児童が3人以上いる世帯

※入居決定後に、申請書に虚偽の記載があった場合は、入居決定は取消しとなり退去していただくこととなりますのでご注意ください。

6 入居時期…

平成23年6月中旬ごろから順次入居予定

次ページへ続きます→



7 入居期間・・・

原則として1年間。ただし、特別な事情がある場合のみ最長2年間。

8 入居にかかる家賃等の費用など・・・

- (1) 住宅の家賃は無料です。駐車場は1世帯1台です。
- (2) 家具等の生活用具は入居した世帯でご用意ください。
- (3) 電気、水道、ガス料金、食費などの必要経費は、入居者の負担となります。

9 入居に必要な書類・・・

■入居決定通知書、■誓約書、■申込者の被災証明書（写し）

10 その他・・・

抽選にもれた場合の個別通知は行いませんので、ご承知おきください。
「双葉町仮設住宅等入居申請（抽選申込）書」はホームページから入手できます。

11 問い合わせ・・・双葉町埼玉支所総務課 TEL:0480-73-6880

二本松市からのお知らせ

◆被災者に対する市税等の減免について

5月26日HP更新

●減免の対象となる税等

個人市民税、固定資産税、国民健康保険税および介護保険料のうち、災害が発生した3月11日以降が納期限の税額等について、損害の状況等により、平成22年度および平成23年度の市税等の減免を実施します。

《個人市民税、国民健康保険税、介護保険料》

- ①災害により納税義務者が死亡、生活保護法による生活扶助を受給（個人市民税に限る。）または障がい者となったとき。

減免割合：9／10から全部

- ②災害により住宅または家財が損害を受けたとき。

減免割合：

損害の程度および平成22年中の合計所得金額に応じて1／4から全部

《固定資産税》

災害により課税されている固定資産（土地・家屋・償却資産）が損害を受けたとき。

減免割合：損害の程度に応じて4／10から全部

●減免の手続等について

住宅の損害に基づく減免には、罹災証明書(家屋(住家)被害状況の判定)が必要になりますので、生活環境課で手続きを行ってください。

家屋の損害の程度により減免の割合を決定する際は、家屋（住家）被害状況の判断（家屋の被害状況による一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊の判定）により行われます。

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

●問い合わせ・・・二本松市税務課市民税係・資産税係

TEL:0243-55-5085・5086

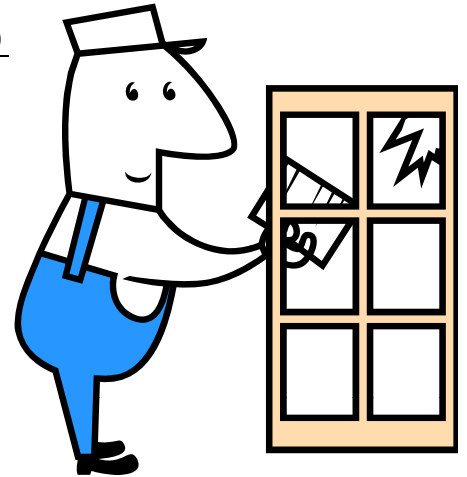
次ページへ続きます→

◆災害援護資金の特例措置が施行されました

5月26日HP更新

貸付対象者：災害により負傷または住居、家財に被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める所得基準に該当する世帯主

- 貸付限度額：家財の1/3以上の損害・・・150万円
- 住居の半壊以上の損害・・・170万円
- 住居の全壊・・・250万円
- 利率・・・年1.5%（保証人を立てる場合は無利子）
- 据置期間・・・6年（特別の場合8年）
- 償還期間・・・13年（据置期間を含む）
- 償還方法・・・半年賦元利均等償還
- 保証人・・・保証人を立てなくてもよい
- 申請期間・・・平成30年3月31日まで
※下線部分が特例措置となります。
- 問い合わせ・・・二本松市福祉課社会福祉係
TEL：0243-55-5111



◆被災住宅復旧資金の助成について

5月26日HP更新

地震により被災した自己所有の住宅を修繕する場合、その費用の一部を助成します。

- 助成対象・・・復旧に要した費用が20万円以上の工事
- 助成率・・・助成対象工事費10%（限度額20万円）
- 申請期限・・・平成23年9月30日まで
※修繕完了後も対象。詳細はお問い合わせください。
- 問い合わせ・・・二本松市建築住宅課住宅係
TEL：0243-55-5133

郡山市からのお知らせ

◆東日本大震災被災者支援
無料法律等相談会 開催のお知らせ

5月31日HP更新

東日本大震災に関連した法律問題などでお困りの方を対象に、以下のとおり無料法律相談会を開催します。日本大学法学部専任教員（弁護士）、日本大学法学部出身の弁護士、税理士、司法書士の皆さんが対応いたしますので、お困りの方はお気軽にご利用ください。

***詳しくは、次ページの別紙一覧表ををご覧ください。**

- 問い合わせ・・・郡山市総務部総務課
TEL：024-924-2031
FAX：024-924-0956
E-mail：soumu@city.koriyama.fukushima.jp



次ページへ続きます→

別紙一覧表

開催日時	平成23年6月12日（日）受付時間：午前10時30分～午後3時
会場	市民交流プラザ（郡山駅西口駅前ビッグアイ7階） 住所：郡山市駅前二丁目11-1
交通案内	<ul style="list-style-type: none"> ・バス：郡山駅前下車徒歩1分 ・JR：郡山駅より徒歩1分 ・車：ビッグアイ駐車場または郡山駅西口駐車場 ※なるべく公共交通機関をご利用ください。
事前予約	<ul style="list-style-type: none"> ・予約期間：平成23年6月1日（水）～9日（木） ・受付時間：正午～午後3時（平日のみ） ・受付先：日本大学法学部研究事務課 電話03-5275-8510 ※受付は原則として当日に行いますが、当日の混雑を避けるため、一部事前予約を受け付けます。事前予約をご希望の方は問い合わせください。 ※予約人数に制限があります。定員に達し次第、締め切らせていただきます。
相談料	無料
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・当日は、震災事項以外の一般法律相談にも応じますが、震災に関連した相談者を優先させていただきますので、ご了承ください。 ・本相談会は、純粹に被災地の方々の一助になるべく開催するものであり、いかなる費用の徴収や、相談時における教育的見地からの同席も一切ございませんので、安心してご利用ください。
主催・後援	主催：日本大学法学部法学研究所 後援：日本大学法学部校友会、郡山市
問い合わせ	日本大学法学部研究事務課 〒101-8375東京都千代田区三崎町2-3-1 TEL: 03-5275-8510 ※お電話での法律相談はご遠慮ください。

次ページへ続きます→

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	一般問い合わせ用 電話番号	以下の町村は役場機能が移転しています
南相馬市	0244-24-5221・5224・5232・6565	富岡町:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地) 大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松氏追手町2番41号) 双葉町:旧騎西高校(埼玉県加須市騎西598-1) 浪江町:二本松市市役所東和支所内 (二本松市針道字蔵下22) 川内村:ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
富岡町	024-946-8813・8815・3379・3380	
大熊町	0242-26-3844	
双葉町	0480-73-6880	
浪江町	03-5638-5055	
いわき市	0246-25-0500	
川内村	024-946-8828	
郡山市	024-924-7101	
二本松市	0243-55-5102	

◆子どもたちへの公共施設の開放

5月30日HP 更新

●目的・・・

郡山市の将来を担うこどもたちの保育環境等の向上を図るため、公共施設を利用して屋内での運動の推進を図り、震災の影響に伴う心と体のケアを行います。

●対象児童・・・

区分	箇所数	対象人数(人)
市内の公立保育所	25	2,080
民間認可保育所	14	1,220
私立幼稚園	33	5,750
認可外保育所	68	1,950
合計	140	11,000

●期間及び使用時間・・・平成23年6月1日から8月下旬（当面3か月程度）の平日
 ※期間については、今後の放射線量の動向を見て判断します。

●時間・・・午前10時から正午まで(2時間)

※保育所、幼稚園園児の1日の活動時間を考慮
 (午前中の課題保育屋外活動時間に利用)

●開放する公共施設・・・

- 1 (財)郡山市観光交流施設公社指定管理施設（郡山ユラックス熱海多目的ホール、磐梯熱海アイスアリーナ、磐梯熱海スポーツパーク体育館、郡山カルチャーパーク体育館の4施設）
- 2 各小中学校の施設（体育館・多目的ホールなど76施設）
- 3 保健福祉部所管施設（各地区の地域交流センターの集会室など7施設）
- 4 各地区の公民館・ふれあいセンター（14施設）

※1 バスを所有する幼稚園等は、基本として観光交流施設を利用する。

※2 バスを所有しない保育所等は、近隣の施設を利用する。

●利用条件など

- ・利用料は無料です。
- ・利用申請書は、こども未来課に提出してください。
- ・利用施設までの送迎については、目的地まで各自で行ってください。
- ・施設利用時の人員配置については、園児たちを見守る責任者を各自で配置してください。

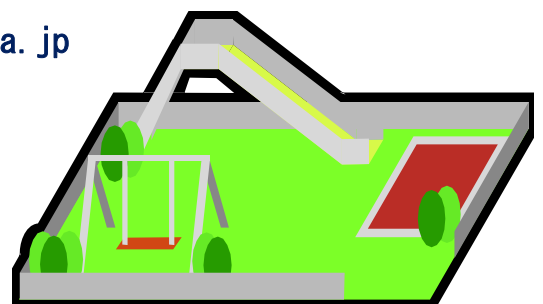
●問い合わせ・・・

郡山市こども部こども未来課

TEL: 024-924-3801

FAX: 024-924-3802

E-mail: kodomomirai@city.koriyama.fukushima.jp



福島県からのお知らせ

◆自動車税等に関するお知らせ

5月29日HP掲載

①平成23年度自動車税定期課税の延期について

東日本大震災に伴う納期限等の延長措置により、平成23年度自動車税の定期課税(例年5月末日納期限)は延期しております。延期の期間は現在のところ未定であり、決まり次第あらためてお知らせします。

なお、延期の期間中に車検の有効期限が満了する自動車については、平成22年度の納税証明書で車検を更新することができます。

②被災自動車に関する救済措置について

東日本大震災により滅失し又は損壊した自動車(被災自動車)の代わりに自動車(代替自動車)として、平成26年3月31日までに取得した場合は、代替自動車の自動車取得税及び平成23年度から平成25年度までの自動車税(軽自動車税)が申請により非課税となります。

申請には、申請書の他、被災自動車として永久抹消登録されたことが記載されている運輸支局発行の登録事項証明書等が必要です。

※1 永久抹消については、車検証やナンバープレートの返納が困難な場合は理由書により、又印鑑証明などの書類の取得が困難な場合においては、免許証等による本人確認や申立書によることなどの申請の特例措置がとられています。

※2 福島県行政書士会では、被災者支援として、滅失又は使用不能となった被災自動車の抹消登録手続きを無料で行っています。

詳細は、福島県行政書士会へお尋ねください。

TEL: 024-942-2002

【受付時間: 10:00から16:00(平日)】

【問い合わせ】(受付時間:8:30~17:15(平日))

県北地方振興局県税部 TEL: 024-523-0051	県中地方振興局県税部 TEL: 024-935-1261
県南地方振興局県税部 TEL: 0248-23-1519	会津地方振興局県税部 TEL: 0242-29-5261
南会津地方振興局県税部 TEL: 0241-62-5214	相双地方振興局県税部 TEL: 0244-26-1127
いわき地方振興局県税部 TEL: 0246-24-6025	県庁税務課 TEL: 024-521-7070



福島県農業振興公社からのお知らせ

◆地震・津波並びに原子力災害で被害を受けた農地の賃借料等の取扱 について

5月26日HP掲載

公社を利用して農地の利用権（賃貸借）の設定や農作業の受委託（請負）の契約をしていただいている農地のうち、今回の地震・津波並びに原子力災害により耕作が出来ない農地の本年の賃借料と農作業料金につきましては、農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画書（契約書）の共通事項などに基づき、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、取り急ぎお知らせいたします。

このお知らせについては、可能なものは直接郵便でお客様にご案内いたしますが、それが困難な場合は、地元市町村、農業委員会、土地改良区の皆さまのご指示とご支援を得て、公社の職員が各避難所等に掲示するなど、出来るだけの手だてを講じて参ります。

おって、皆さまが応急仮設住宅等に移られるなど、安心してご相談が出来る環境が整いましたら、具体的な取り扱いの詳細について、あらためてご案内いたします。

- 1 農地の賃借料については、賃借人（耕作者）と賃貸人（農地の所有者）の皆さまの意向をもとに、公社を加えた協議により取り扱いを定めます。
- 2 農用地利用集積計画書の共通事項及び民法第609条の規定により、不可抗力によって収益を得られない場合、賃借人（耕作者）は賃借料の減額を求めることができるかとされており、この請求がなされた場合は、その請求にそって皆さまと協議を進めます。
この請求の意向につきましては、後日あらためて、賃借人（耕作者）の皆さまにご照会をさせていただきます。
- 3 農作業受委託の作業料金については、作付けができなければ契約を履行できませんので、料金の精算もできないこととなります。

●問い合わせ…財団法人福島県農業振興公社 農地調整課業務班
TEL: 024-521-9845

三条市News

◆歯科健診を受診してみませんか

人は様々なストレスを受けると抵抗力が弱まり、むし歯、歯周病、口内炎などの口の中の病気が発生しやすくなります。口の中は自分では見えません。この機会に歯科健診を受診してみませんか。受診は無料です。

- 日時…平成23年6月5日（日）午前10:00～11:30
- 会場…総合福祉センター、体育文化センター
- 内容…歯科健診、歯科相談、口腔ケア用品贈呈
- 問い合わせ…健康づくり課保健指導係

TEL: 0256-34-5511 内線488

福祉センター避難所代表班長の杉 義行さんにインタビューしました。



Q1 お住まいはどちらですか？

南相馬市の小高区です。

Q2 地震のときは、どうでしたか？

自宅にいました。今までに感じたことのない「ゆれ」で、思わず外に出てしまいました。

Q3 三条市に来られたのはいつですか。また避難所の様子はどうですか？

3月17日未明です。だんだんと避難者が少なくなってきていて残っている人たちは、家族みたいになってきました。

Q4 三条市に来られて2カ月たちますが、印象はどうですか？

色々なイベントを企画してもらって、本当にありがたいと思っています。

私は、5月8日の御柱建てに参加しました。

以前大工をしていたので久しぶりに手斧(ちょうな)を握り、御柱を削りました。感覚がよみがえり、なつかしくとても良い思い出になりました。

Q5 何かメッセージがあればお願いします。

避難所にいる人が少なくなってきていて、避難者同士仲良くなっている一方、慣れというのも出てきています。せっかく、縁あって一緒にいるので、みんなで仲よくやっていきたいです。

この国難の中、国に対しては、与野党問わず復興に全力を挙げて当たってほしいですし、東電には、正しい情報公開を強くお願いしたいです。

取材者の一言

「5月の末で福島に帰った人も多くいる。離れ離れになるのは、さみしい。みんなと一緒に帰りたい。」とおっしゃっていたのが特に印象的でした。

イベントのお話がありましたが、今週は、ヒメサユリを見る今年最後のチャンスです。ぜひ足を運んでみてください。また、三条の両台戦も1度は見る価値がありますよ！！詳しくは次ページをご覧ください。

イベント情報



■越後三条・高城ヒメサユリ祭り■

- 日時・・・5月21日(土)～6月5日(日)
 - 会場・・・高城 ヒメサユリの小径
 - 維持管理協力金・・・一人200円
ひめさゆりカード提示で無料になります。
- ※期間中、臨時駐車場「道の駅漢学の里しただ」から登山道入口まで無料シャトルバスを運行します。
また、山道を歩きますので登山用の履物等でおいでください。詳しくはパンフレットをご覧ください。



■三条凧合戦■

- 日時・・・6月4日(土)午前10:00～午後5:00
6月5日(日)午前9:00～午後4:00
- 会場・・・三条・燕総合グラウンド(両日)
- 子ども凧合戦・・・5日(日)受付:午前8:30～

●おもてなしイベント情報

各避難所などでイベントを開催します。避難所については班長を通じて、避難所以外の方については、後日郵送でご連絡いたします。なお、避難所以外の方で申込が必要なイベントについては、直接ご連絡ください。また、申込が必要なイベントについては開催期日の3日前までにご連絡ください。

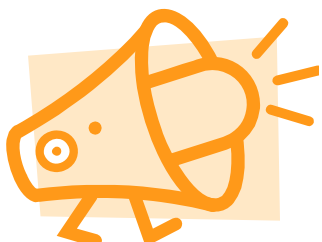
◆問い合わせ：政策推進課政策推進担当

Tel: 0256-34-5511 (内線745)、FAX: 0256-34-7933

Email: seisaku-staff@city.sanjo.niigata.jp

期 日	時 間	内 容	会 場
毎週火曜日	9:00～9:30	サッカー教室	コロナ体育館
毎週金曜日	9:00～9:30	サッカー教室	南小学校グラウンド
	15:00～17:30	料理教室 (※事前申込み必要)	総合福祉センター
6月5日(日)	13:00～17:00	東映ムービルイベント【バンド演奏等】	東映ムービル
6月7日(火) ～11(土)	11:00～15:00	日帰り温泉ツアー(受付終了)	越後長野温泉 嵐溪荘

お知らせ



ノエビア化粧品、桃谷順天館の化粧品をいただきました。化粧水、乳液、ファンデーションなどご自分にあつたものをお選びいただけますので、必要な方は6月4日(土)に体育文化センター避難所までおいでください。 ※なくなり次第終了

◆問い合わせ：政策推進課政策推進担当

Tel: 0256-34-5511 (内線745)